

下関市教育委員会 5月定例会 資料

令和元年5月21日（火）9：30～

教育センター 3階中研修室

【目次】

○日程表	P 1
------------	-----

[議案]

第41号 下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例	別冊
第42号 令和元年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について	P 2
第43号 下関市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について	P 4
第44号 令和2年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について	P 5
第45号 下関市立公民館運営審議会委員の委嘱について	P 7
第46号 下関市社会教育委員の委嘱について	P 10
第47号 下関市文化財保護審議会委員の委嘱について	P 12
第48号 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員の 委嘱について	P 13

[専決の報告]

○下関市立図書館運営協議会員の解嘱及び委嘱について	P 15
---------------------------------	------

[報告事項]

○「下関市 部活動の在り方に関する方針」について	P 16
○エアコン工事の進捗状況について	P 24
○下関市立図書館の休館日について	P 25

教育委員会定例会 日程表

令和元年（2019年）5月21日（火） 9時30分から

下関市教育センター 3階中研修室

開会

署名委員指名

教育長報告

議事等

日程 1

【議案】

第41号	下関市立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例	学校教育課
第42号	令和元年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について	学校教育課
第43号	下関市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について	学校教育課
第44号	令和2年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について	教育研修課
第45号	下関市立公民館運営審議会委員の委嘱について	生涯学習課
第46号	下関市社会教育委員の委嘱について	生涯学習課
第47号	下関市文化財保護審議会委員の委嘱について	文化財保護課
第48号	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員の委嘱について	土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

日程 2

【専決の報告】

下関市立図書館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について	図書館政策課
---------------------------	--------

日程 3

【報告事項】

「下関市 部活動の在り方に関する方針」について	教育研修課
エアコン工事の進捗状況について	学校支援課
下関市立図書館の休館日について	図書館政策課

日程 4

【その他】

■次回開催予定 令和元年（2019年）6月27日（木）

R1. 6月							R1. 7月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1			1	2	3	4	5
2	3	4	5	6	7	8	7	8	9	10	11	12	13
9	10	11	12	13	14	15	14	15	16	17	18	19	20
16	17	18	19	20	21	22	21	22	23	24	25	26	27
23	24	25	26	27	28	29	28	29	30	31			
30													

閉会

下関市教育委員会
議案第42号

令和元年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和元年5月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

令和元年度下関市教育支援委員会委員の委嘱について

下関市教育支援委員会規則（平成17年教育委員会規則第20号）に基づき、
別紙のとおり下関市教育支援委員会委員の委嘱をする。

記

任期 令和元年6月1日から令和2年5月31日まで

提案理由

平成30年度委員の任期満了に伴い、令和元年度委員を委嘱するため。

令和元年度下関市教育支援委員会委員

No.	区 分	所 属	職 名	氏 名	備 考	H31
1	下関市教育研究会 特別支援教育部校長	下関市立豊田中学校	校長	村岡 真樹		
2	"	下関市立桜山小学校	校長	清永 直志		
3	"	下関市立阿川小学校	校長	間恵 満貴		
4	難聴・言語障害特別支 援学級設置校長	下関市立王喜小学校	校長	増元 進	難聴・言語障害部会のみ参加	
5	特別支援学級担当教員	下関市立川中小学校	教諭	三浦 久枝	難聴・言語障害部会と兼任	
6	"	下関市立豊浦小学校	教諭	傍士 一郎		新
7	"	下関市立勝山中学校	教諭	植津 怜美		新
8	医師	かねはら小児科	院長	金原 洋治	小児科医	
9	"	山口県済生会豊浦病院	院長	中司 謙二	"	
10	"	あやらぎこどもクリニック	院長	岩井 崇	"	
11	"	長門一ノ宮病院	副院長	稲野 靖枝	精神科医	
12	"	岡耳鼻咽喉科医院	院長	岡 和彦	耳鼻科医 難聴・言語障害部会のみ参加	新
13	児童福祉関係行政機 関職員	山口県下関児童相談所	児童心理司	肥塚 拓未		
14	"	下関市こども発達センター	主任	田中 恵		
15	"	下関市保健部健康推進課	主任保健師	茅野 えり		
16	その他教育委員会が 必要と認める者	山口県立下関総合支援学校	小学部主事	増田 和美		新
17	"	山口県立下関南総合支援学校	中学部主事	佐方 美奈子		
18	"	山口県立豊浦総合支援学校	小学部主事	中村 智子		
19	"	山口県立下関南総合支援学校	教諭	古田 規子	難聴・言語障害部会と兼任	
20	"	山口県立下関総合支援学校	教諭	乾 洋美		
21	"	下関市立名池小学校	教諭	松下 嘉代	地域コーディネーター	
22	"	下関市立日新中学校	教諭	松岡 輝子	"	
23	"	下関市立江浦小学校	教諭	寺本 偉久代	通級指導教室担当教員 難聴・言語障害部会と兼任	
24	"	下関市立誠意小学校	教諭	中野 良浩	"	
25	"	下関市立名池小学校	教諭	岡 直美	"	
26	"	下関市立山の田小学校	教諭	中村 昭子	"	
27	"	下関市立第一幼稚園	主任教諭	野村 加奈子	"	
28	"	下関市立小月幼稚園	主任教諭	二井 敦子	"	新
29	"	下関市立豊浦幼稚園	主任教諭	大野 恵子	"	新
30	"	下関市立彦島中学校	教諭	竹重 政恵	"	

下関市教育委員会
議案第43号

下関市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和元年5月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について

下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号）第2条及び下関市いじめ重大事態調査委員会規則第3条の規定に基づき、下記候補者に下関市いじめ重大事態調査委員会委員を委嘱する。

記

専門領域	氏 名	公 職 等	備考
法 曹	片 山 智 宏	片山法律事務所 弁護士	継続
医 療	峰 松 則 夫	城下町こころクリニック 医院長 精神科医	継続
学 識	赤 堀 方 哉	梅光学院大学子ども学部 教授	継続
心 理	小 川 昭	山口県臨床心理士会 臨床心理士	継続
学校関係	佐 々 木 猛	下関市PTA連合会 会長	継続

任 期 ： 令和元年7月1日から令和2年6月30日

提案理由

平成30年度委員の任期満了に伴い、令和元年度委員を委嘱するため。

下関市教育委員会
議案第44号

令和2年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について

上記の議案を提出する。

令和元年5月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

令和2年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について

令和2年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択実施要領について、別紙
のとおりとする。

提案理由

令和2年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択のため。

令和2年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択実施要領

下関市教育委員会

1 採択の基本方針

(1) 令和2年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について

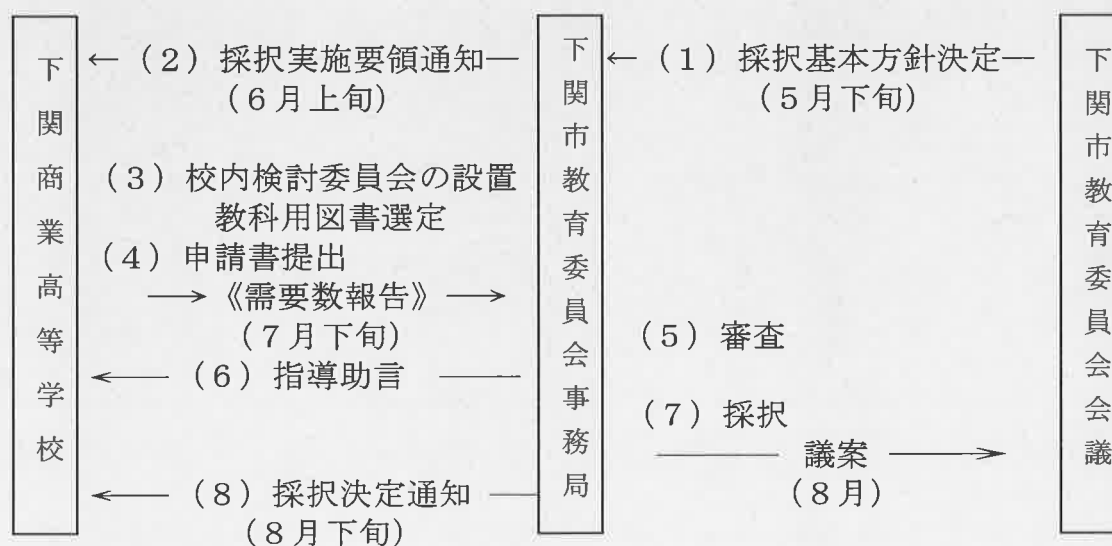
- ① 採択は、「高等学校用教科書目録（令和2年度使用）」に登載されている教科用図書から行う。
- ② 採択は、校長の意見を聴いた上で行う。
- ③ 学校の教育課程に適合する教科用図書を採択する。
- ④ 学校の特色、地域性及び生徒の実態に応じた教科用図書を採択する。

(2) 下関商業高等学校における選定上の留意事項

- ① 学校においては、各教科部会等で慎重に研究協議を重ねた上で選定案を作成し、これを教務部において教育課程との適合性等について審査した上で、最終的に校長決裁を経て報告すること。
- ② 学校の選定は、適正かつ公正に行われる必要があり、教科書発行者等の過当な宣伝行為等外部からの影響に選定結果が左右されることのないようにすること。

2 採択の手続き

- (1) 下関商業高等学校の教科書採択の基本方針を教育委員会に付議し、「採択の基本方針」を決定する。
- (2) 採択の基本方針を含む採択実施要領を下関商業高等学校へ通知する。
- (3) 下関商業高等学校において教科用図書検討委員会を設置し、採択の基本方針を踏まえ、「選定資料」等を参考に検討の上、使用教科用図書を選定する。
- (4) 申請書を下関市教育委員会へ提出し、併せて需要数報告を行う。
- (5) 下関市教育委員会で、教育課程との適合性等について審査する。
- (6) 必要に応じて、下関市教育委員会が下関商業高等学校に指導助言し、選定に変更があれば下関市教育委員会へ再申請する。
- (7) 下関市教育委員会として採択するため、下関市教育委員会会議に議案として提出する。
- (8) 下関市教育委員会から下関商業高等学校へ採択決定を通知する。



下関市教育委員会
議案第45号

下関市立公民館運営審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和元年5月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

下関市立公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条及び下関市立公民館の設置等に関する条例（平成17年条例第109号）第4条の規定に基づき、下関市立公民館運営審議会委員を次のとおり委嘱する。

記

- 1 下関市立公民館運営審議会委員 委嘱者
別紙のとおり（166名）
- 2 委嘱期間
令和元年6月1日から令和3年5月31日まで

提案理由

委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するもの。

下関市立公民館運営審議会委員名簿 (令和元年6月1日から令和3年5月31日まで)

彦島			
委員名	性別		
1 二見 勝敬	男	再	
2 高橋 勉	男	再	
3 岩崎 孝子	女	再	
4 朝原 嘉彦	男	再	
5 森 隆浩	男	新	
6 福原 賢治	男	新	
7 三橋 知伸	男	新	
8 廣田 一二三	女	新	
9 中西 和之	男	新	
10 牛尾 三雄	男	再	
11 榎山 信子	女	再	

長府			
委員名	性別		
1 井上 成人	男	再	
2 緒方 聖雄	男	再	
3 上野 幸子	女	再	
4 中村 嘉和	男	再	
5 辻野 嘉明	男	再	
6 生田 都	女	再	
7 吉村 ひとみ	女	新	
8 堂本 陽子	女	新	

王司			
委員名	性別		
1 藤井 勲	男	再	
2 松崎 澄子	女	再	
3 竹中 謙二	男	再	
4 町田 志郎	男	新	
5 河内 正義	男	新	
6 山本 智恵子	女	再	
7 高嶋 雄一	男	再	
8 下野 勝代	女	再	
9 邊見 泰子	女	再	

清末			
委員名	性別		
1 山住 英朗	男	再	
2 原田 貴司	男	新	
3 太田 英弘	男	再	
4 坂井 和子	女	再	
5 森重 直幸	男	再	
6 町田 美世子	女	再	
7 西 治子	女	再	

小月			
委員名	性別		
1 村上 秀夫	男	新	
2 角谷 咲子	女	新	
3 藤田 幸枝	女	新	
4 田尾 容子	女	再	
5 藤田 友春	男	新	
6 矢野 郷士	男	再	

王喜			
委員名	性別		
1 吉中 孝志	男	再	
2 増元 進	男	再	
3 中野 武志	男	再	
4 草野 和子	女	再	
5 藤澤 愼悟	男	再	
6 中村 敏晴	男	再	
7 日高 光恵	女	新	
8 村田 忠晴	男	新	
9 中村 俊子	女	新	

吉田			
委員名	性別		
1 下本 一公	男	再	
2 田中 秀雄	男	新	
3 佐野 えりか	女	再	
4 久保 武雄	男	再	
5 神田 善弘	男	再	
6 平松 繁泰	男	再	
7 木野瀬 善弘	男	新	
8 長谷川 智子	女	再	
9 岡田 啓	男	新	

内日			
委員名	性別		
1 下田 賢吾	男	再	
2 大賀 歆子	女	新	
3 大村 祥代	女	再	
4 高山 章	男	再	
5 佐々木 賢明	男	再	
6 榊野 克己	男	再	
7 西田 麗子	女	新	
8 中野 保恵	女	新	
9 磯部 正明	男	再	
10 平田 初子	女	新	

勝山			
委員名	性別		
1 磯部 芳規	男	新	
2 小林 豊和	男	再	
3 溝部 哲正	男	新	
4 池内 賢二	男	再	
5 久芳 朝幸	男	新	
6 中村 晴美	女	再	
7 竹村 誠	男	再	
8 是石 昌代	女	再	
9 田中 弘子	女	再	
10 鈴川 衣子	女	再	
11 黒瀬 圭子	女	再	
12 井上 勝一郎	男	再	

川中			
委員名	性別		
1 西嶋 泰	男	新	
2 木下満明	男	新	
3 松原 守	男	新	
4 太田佳伸	男	再	
5 中川原眞治	男	再	
6 宮本俊明	男	再	
7 前田 肇	男	再	
8 弘田克子	女	新	
9 木村和夫	男	再	
10 室田秀典	男	新	
11 下田修二	男	新	
12 壇 圭子	女	新	
13 植村 守	男	再	
14 西本純雄	男	新	

安岡			
委員名	性別		
1 西山 秀秋	男	再	
2 田村 浩人	男	再	
3 久保 晴宣	男	新	
4 吉村 剛典	男	新	
5 宮野 直樹	男	再	
6 井原 利彦	男	再	
7 織田 学	男	新	
8 小野 由美子	女	再	
9 二見 信枝	女	再	

吉見			
委員名	性別		
1 井上 光晴	男	新	
2 濱西 正義	男	新	
3 梅尾 俊行	男	再	
4 安成 芳彦	男	再	
5 久保田 茂明	男	再	
6 白石 篤史	男	再	
7 西本 元氣	男	新	
8 磯邊 義康	男	再	
9 福本 シズエ	女	再	
10 森永 美智子	女	再	

吉母			
	委員名	性別	
1	清田 幸男	男	再
2	村田 繁	男	再
3	久保田 達也	男	再
4	上田 俊宏	男	再
5	山口 知子	女	再

北部			
	委員名	性別	
1	岡崎 茂邦	男	再
2	白川 裕隆	男	再
3	浦川 雄二	男	再
4	村尾 寛	男	再
5	門前 宏	男	新
6	松本 修平	男	再
7	鶴田 健二	男	再
8	和崎 法子	女	再
9	大藺 京子	女	再
10	藤井 壽子	女	再
11	山戸 英之	男	再
12	藤井 莊平	男	再
13	水津 佳子	女	再
14	町田 タミエ	女	再

西部			
	委員名	性別	
1	中司 征満	男	新
2	三明 康佑	男	再
3	上村 静枝	女	新
4	山本 隆治	男	新
5	上村 和治	男	新
6	中野 喜代美	女	再
7	横内 淳	男	新
8	桑村 浩文	男	新
9	和田 明	男	再
10	安田 美加	女	新

玄洋			
	委員名	性別	
1	小倉 耕二	男	再
2	大野 克之	男	再
3	松本 和浩	男	新
4	上岡 亜紀夫	男	新
5	加納 政二	男	再
6	瓜生 基輝	男	再
7	二見 勝敬	男	再
8	沖本 孝子	女	再
9	小熊坂 明子	女	新
10	広田 智恵子	女	再

長府東			
	委員名	性別	
1	友松 弘幸	男	再
2	古屋 トシエ	女	新
3	村瀬 秀幸	男	再
4	濱上 圭右	男	再
5	森 健二	男	再
6	菅原 知子	女	再
7	中野 一穂	男	再
8	平山 一美	女	再
9	小林 緑	女	再
10	金子 聡	男	再
11	白澤 真史	男	再
12	河野 浩司	男	再
13	山下 愛	女	新

下関市教育委員会
議案第46号

下関市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和元年5月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉典彦

下関市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び下関市社会教育委員会条例（平成17年条例第108号）第2条の規定に基づき、下関市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

記

1 下関市社会教育委員 委嘱者
別紙のとおり（20名）

2 委嘱期間
令和元年6月1日から令和3年5月31日まで

提案理由

下関市社会教育委員の任期満了に伴い、新たに委員を委嘱するため。

下関市社会教育委員名簿

任期：令和元年6月1日から令和3年5月31日まで

(敬称略)

NO	関係機関・団体の役職等	氏名	新規・継続の別
1	学識経験者（元市教育委員）	よしい かつや 吉井 克也	継続
2	山口県教育会下関支部・支部長	ふじなが えつろう 藤永 悦朗	継続
3	下関市PTA連合会・会長	さ さ き たけし 佐々木 猛	継続
4	下関市連合婦人会・会長	わ さ き のりこ 和崎 法子	継続
5	一般財団法人下関21世紀協会・常任理事	とみなが よういち 富永 洋一	継続
6	下関市子ども会連合会・副会長	すぎやま やすひこ 杉山 靖彦	継続
7	下関市小学校長会（桜山小学校長）	きよなが なおし 清永 直志	継続
8	下関市中学校長会（向洋中学校長）	なかがわ かずひこ 中川 和彦	継続
9	菊川町青少年育成町民会議・会長	とくよし しんじ 徳吉 眞次	継続
10	下関市連合婦人会菊川地区婦人会・副会長	かつの みつえ 勝野 光枝	継続
11	菊川放課後子供教室・副会長	ふなせ やすみ 船瀬 保美	新規
12	豊田地区民生児童委員	みずの かつこ 水野 捷子	継続
13	下関市連合婦人会豊田地区婦人会・会長	み と けいこ 三戸 恵子	継続
14	豊田町青少年健全育成町民連絡協議会・会長 豊田地区子ども会連合会・会長	あいはら ひでつぐ 相原 英嗣	新規
15	豊浦地区子ども会連合会・会長	いとう ただはる 伊藤 忠晴	継続
16	下関市放課後子どもプランコーディネーター	むらおか あゆこ 村岡 亜由子	継続
17	下関市地域活動（母親クラブ）連絡協議会・会長	なかの ちえみ 中野 千枝美	継続
18	下関市保育連盟・顧問	たなか よしみち 田中 義道	継続
19	学識経験者（元中学校長）	なべた かずひろ 鍋田 和博	継続
20	豊北地区社会福祉協議会連合会・事務局長	いたがき ひろのり 板垣 宏徳	新規

下関市文化財保護審議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和元年 5月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市文化財保護審議会委員の委嘱について

下関市文化財保護条例（平成17年条例第118号）第21条の規定に基づき、下記候補者に下関市文化財保護審議会委員を委嘱する。

記

候補者

担 当 分 野	氏 名	公 職 等	備考
有形文化財（絵画）	きくや よしお 菊屋 吉生	山口大学国際総合学部教授	再任
有形文化財（彫刻）	いがた すむ 井形 進	九州歴史資料館研究員	再任
有形文化財（建造物）	みうら まさゆき 三浦 正幸	広島大学名誉教授	再任
有形文化財 （古文書・歴史資料）	こやま よしまさ 小山 良昌	毛利博物館顧問	再任
有形文化財・記念物 （考古資料・史跡）	わたなべ かずお 渡辺 一雄	元梅光学院大学副学長	再任
民俗文化財	しみず みつゆき 清水 満幸	萩博物館館長	再任
記念物（植物・名勝）	たなべ まもる 田邊 護	山口植物学会顧問	再任
記念物（動物）	やまおか いくお 山岡 郁雄	山口大学名誉教授	再任
記念物（地質鉱物）	にしむら ゆうじろう 西村 祐二郎	山口大学名誉教授	再任

任 期：令和元年（2019年）6月1日から令和3年（2021年）5月31日まで

提案理由

任期満了となる下関市文化財保護審議会委員を新たに委嘱するもの。

下関市教育委員会
議案第48号

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和元年5月21日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員の委嘱について

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例（平成17年条例第125号）第5条の規定に基づき、別紙の候補者に土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員を委嘱する。

任 期：令和元年6月1日から令和3年5月31日まで

提案理由

委員の任期満了に伴い、土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会委員を新たに委嘱するもの。

別紙

候補者

No.	区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	渡辺 一雄	元梅光学院大学教授	新任
2	地元関係者	山本 港	神玉地区振興協議会 会長	新任
3	地元関係者	佐々木 猛	ミュージアム友の会 会長	
4	地元関係者	藤岡 基昭	住みたくなるふるさとづくり実行委員会 代表	
5	地元関係者	山戸 ミエ子	豊北町女性団体連絡協議会 会長	
6	地元関係者	久保 和宏	株式会社道の駅北浦街道豊北 代表取締役	
7	地元関係者	庄司 隆治	豊北町観光協会 会長	新任
8	地元関係者	山田 美和子	郷土史家	新任
9	学校教育関係者	三谷 禎	滝部小学校 校長	新任
10	学校教育関係者	藏永 啓二	豊北中学校 校長	新任

(参考条文)

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアムの設置等に関する条例(抜粋)

第5条 人類学ミュージアムに土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム運営協議会
(以下「運営協議会」という。)を設ける。

- 2 運営協議会の委員は、学識経験者及び地元関係者等で構成する。
- 3 運営協議会には、部会を設けることができる。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

下関市教育委員会
報 告

専決の報告について

下関市教育長に対する事務委任規則（平成１７年教育委員会規則第７号）第４条第１項の規定により、下関市立図書館運営協議会委員の解嘱及び委嘱を平成３１年４月２６日付で下記のとおり専決したので、同条第２項の規定により報告する。

令和元年５月２１日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

記

下関市立図書館運営協議会委員の解嘱及び委嘱について

１ 委員の解嘱

内田 京子

森 隆浩

解嘱日：平成３１年３月３１日

２ 委員の委嘱及び任期

藏永 啓二（下関市教育研究会中学校図書館部長（豊北中学校長））

川原 修（下関市教育研究会小学校図書館部長（向井小学校長））

任期：令和元年５月１日から令和２年６月３０日まで

報 告 事 項

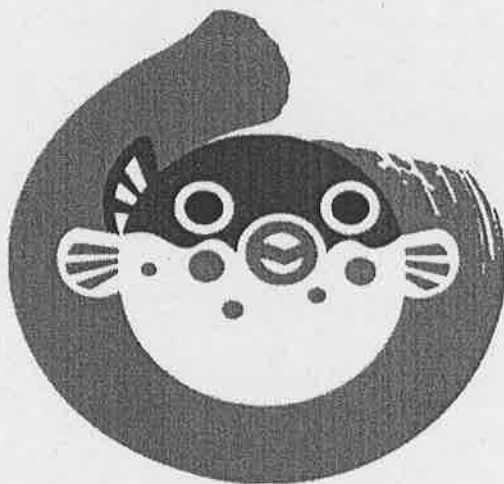
令和元年5月21日

教 育 研 修 課

「下関市 部活動の在り方に関する方針」について

「下関市 部活動の在り方に関する方針」について、別紙のとおり策定しましたので、ご報告いたします。

下関市 部活動の在り方に関する方針



平成 3 1 年 4 月

下関市教育委員会

目次

本方針策定の趣旨

部活動の意義

1 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動の方針の策定等
- (2) 指導・運営に係る体制の構築

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

3 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日の設定
- (2) 活動時間

4 安全管理と事故防止

- (1) 安全管理・指導体制
- (2) 健康状態の把握施設・設備用具の安全点検と指導
- (3) 施設・設備用具の安全点検と指導
- (4) 環境条件に応じた配慮

本方針策定の趣旨

学校の部活動は、スポーツや芸術文化に興味・関心のある同好の生徒が自主的、自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、教育課程との関連を図りつつ、成果を上げてきました。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との望ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学び場として、教育的意義が大きいことが指摘されています。

しかし、少子化による生徒数の減少に伴う運営体制や生徒のバランスのとれた生活と成長の確保及び教職員のワーク・ライフ・バランスの実現の観点から適切な部活動の実施に向けた取組が必要であると考えています。

国においては、平成30年3月にスポーツ庁において「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が策定され、学校の設置者においても、「設置する学校に係る活動方針」を策定することが求められました。

また、運動部活動のこのような経緯を踏まえ、文化庁においても、平成30年12月に、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」の策定されました。

このことを受け、本市においても、国が策定したガイドライン及び県が策定した方針を参酌し、生徒にとってより一層有意義な部活動とするための指針として、「下関市部活動の在り方に関する方針」（以下、「方針」という。）を定めることとしました。

本方針が、教職員はもとより、家庭、地域及び部活動に関連する各種団体等で共有され、具体的な指導の在り方、内容や方法について必要な検討、見直し、創意工夫、改善、研究を進め、適切で効果的な指導を行うことにより、部活動が一層充実していくことを期待します。

部活動の意義

- 部活動は、共通の興味・関心をもった生徒たちの自主的・自発的な参加により、顧問をはじめとした関係者の取組や指導の下に行われるもので、学校教育の一環として、教育課程との連携を図りながら行われるものです。
- 部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものです。

中学校及び高等学校の学習指導要領では、次のように規定されている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ① 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動の方針」（教育委員会が様式を作成）を策定する。顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）を作成し、校長に提出する。併せて、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会日等）を作成することが望ましい。

② 校長は、上記①のうち、活動方針を学校のホームページへの掲載等により公表する。

③ 顧問は、上記①のうち、年間及び月の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）をプリント等で保護者へ知らせる。また、各部活動の活動方針については、入部当初及び年度始めに保護者会等を開催するなど、適切な機会を設けて保護者・生徒に説明し、理解を得ることが望ましい。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

① 校長は、生徒や教師の数等の学校の状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置すること。

② 部活動は、顧問及び外部指導者の積極的な取組に支えられるところが大きいと考えられるが、学校教育の一環としてその管理の下に行われるものであることから、部活動の運営、指導は、校長の適切な管理・指導のもとで行うこと。

③ 生徒の安全管理の観点から、顧問は複数名配置することが望ましい。また、部活動活動中は、直接指導することが原則であるが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問と連携、協力のもとで行うこと。

④ 顧問の決定に当たっては、校務全体の効率・効果的な実施を鑑み、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体の「ノー部活デー」を計画的に設定するなど、教師のワーク・ライフ・バランスにも資するよう、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制を構築する。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 顧問は、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技術や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、休養日や活動時間を適切に設定し、合理的でかつ効率的・効果的な指導を工夫する。

- (3) 生徒の発達段階や技術レベル等に合わせた指導により、生涯を通じてその種目等に親しむ基礎を培うことができるよう、心身ともに安全・安心な活動となるよう留意する。

*** 専門的知見を有する保健体育科教員や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。**

- (4) 朝の活動については、生徒がバランスのとれた生活を送ることができるなど、過度の負担とならないよう、活動開始時間や活動内容等に十分配慮して行う。また、実施に当たっては、保護者及び生徒に活動の目的や効果等について理解を得ることが望ましい。

3 適切な休養日等の設定

- (1) 休養日の設定

① 学期中

ア 週当たり2日以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)は、少なくとも1日以上を休養日とする。)

イ 週末に大会やコンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

② 長期休業中

ア 「① 学期中」に準じて休養日を設定する。

イ 長期休業の趣旨を鑑み、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動(家族・地域で過ごす時間等)が確保できるよう、学校閉庁日等を活用して、ある程度の長期の休養(オフシーズン)を設ける。

③ その他

ア 第3日曜日の「家庭の日」は、原則として活動しない。

イ 大会(中体連主催、それに準ずる)前の週の土日はこの限りではないが、恒常的な活動計画とならないよう、連続6日以上は活動は行わないように努める。

(2) 活動時間

1日の活動時間は平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度（長期休業中は3時間程度とする。）とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

4 安全管理と事故防止

(1) 安全管理・指導体制

- ① 生徒が安全に活動できるよう、顧問及び外部指導者等による指導・監督、監視体制を整え、学校における安全対策の整備及び、危機管理マニュアルの見直しと全教職員への周知を徹底する。
- ② 同一施設を、複数の部活動が同時に利用するときは、活動の計画・方法・時間等について事前協議を行い、事故の未然防止に向けて共通理解を図るとともに、他の部活動の場所に入ったり、学校敷地外へ出たりしないか等、その施設・用具に内在する危険性に留意し、事故が起きないように常に注意を払って使用する。

(2) 健康状態の把握

- ① 健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるなど適切な対応をとる。
- ② 日頃から自分の健康管理について関心を持たせ、活動中は適度な休養と水分補給に留意させる。（新入生に対しては、特に留意）

(3) 施設・設備用具の安全点検と指導

- ① 部活動で使用する施設については、設備・用具等の点検項目を作成し、定期的に点検・整備に努める。
- ② 施設・用具等の使用方法に従って正しく使用するとともに、その施設・器具・用具等に内在する危険性に留意し、事故が起きないように常に注意して使用するよう指導する。

(4) 環境条件に応じた配慮

- ① 気温、湿度、ふく射熱等に応じ、十分な水分の補給や休息時間を確保するとともに、生徒が活動中に気分が悪くなったときには必ず申し出るよう徹底させるなど、生徒の体調の変化に留意しながら適切に指導する。
- ② 急激な天候の変化、（雷、大雨等）には活動を停止させ、安全な場所に避難させる等、迅速に対応する。

報 告 事 項
令和元年 5 月 2 1 日
学 校 支 援 課

エアコン工事の進捗状況について

小中学校のエアコン工事の進捗状況について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 進捗率（令和元年 5 月 7 日現在） 23.7%

（内訳）

小学校 30.6%

中学校 5.0%

以上

報 告 事 項
令和元年 5 月 2 1 日
図 書 館 政 策 課

下関市立図書館の休館日について

下関市立図書館の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 1 0 号）（以下、「条例」という。）第 3 条第 2 項の規程に基づき、下関市立図書館の休館日を下記のとおりとするため報告いたします。

記

1 内 容

下関市立中央図書館を除く下関市立図書館において、次の日を休館日とする。

令和 2 年 2 月 2 3 日（日）

2 変更理由等

国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）の改正により、天皇誕生日が 1 2 月 2 3 日から 2 月 2 3 日に変更となった。

当該日は国民の祝日であり、かつ日曜日であるため、翌日の月曜日が休日となる。図書館は月曜日が休館日（条例第 3 条第 1 項）であるため、休日と月曜日が重なる場合は、休日の前日である日曜日を休館日とするため。

* 参考条文

○下関市立図書館の設置等に関する条例（抜粋）
（休館日）

第 3 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、中央図書館にあっては、第 3 号及び第 4 号に掲げる日並びに 1 月 1 日を休館日とする。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(4) 1 月から 11 月までの各月の最終金曜日(その日が第 2 号の休日の場合は、その日の前日)及び 12 月 28 日

2 前項の規定にかかわらず、下関市教育委員会(以下「委員会」という。)が必要があると認めるときは、休館日以外の日に休館し、又は休館日に開館することができる。